**利子補給制度のご案内**

今般の『ＳＳネットワーク維持・強化事業』（令和６年度補正予算）について、**本事業に必要となる費用を金融機関からの借入金で行う場合、（補助金とは別に）この借入金の利息の一部を助成する制度があります**。（以下概要）

* 利子補給事業の概要

　・利子補給率：借入利率か3パーセントのいずれか低い率

　・利子補給期間： 5年

　＊利子補給額（考え方）：

（例：ローリー購入費800万円の全額を3.0％の利率で5年間借り入れた場合）

　　　⇒補助対象経費（600万円）× 補助率2/3以下 ＝ 250万円（補助金）

　　　⇒ 利子補給は600万円 － 250万円 ＝ 350万円（利子補給対象額）

* **上記のケースでは約61万円の利息負担のうち、約27万円が補給**
* 借入の条件

・借入形式：証書貸付

・償還方法：元金均等償還

・借入期間（据置期間）：設備資金として20年以内（2年以内）

（元金均等償還のイメージ）

借入期間が長くても、利子補給は利息負担が大きい初めの5年間受けられます

**利息**

毎月の返済

元金

借入期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手順 | 利子補給の手続き | 書類の流れ |
|  | 利子補給申請書　　*借入前の申請が原則です‼* | 申請者→組合→協会 |
| ② | 利子補給の決定後に借入実行し代金の支払い | 申請者 |
| ③ | 利子補給実行報告書、同実績報告書 | 申請者→組合→協会 |
| ④ | 受取利息証明書（申請者→銀行）＊毎12月発送、翌年1月提出 | 協会→申請者→銀行申請者→組合→協会 |
| ⑤ | 利子補給金の請求 | 申請者→組合→協会 |
| ⑥ | 利子補給金の交付※毎年1-12月の間に支払った利息を翌年3月に交付 | 協会→申請者 |

**◎ 申請書類等はホームページよりダウンロードできます（当組合または全国石油協会）**

*山形県石油協同組合*